

合併公告

平成 19 年 7 月 2 日

株主及び債権者各位

仙台市青葉区中央一丁目 3 番 1 号
東北ミサワホーム株式会社
代表取締役 近藤 伸一

当社(甲)及びミサワホーム北日本株式会社(乙、本店所在地 秋田市泉北一丁目 7 番 11 号)は、平成 19 年 6 月 28 日開催の甲及び乙の定時株主総会において、平成 19 年 10 月 1 日を効力発生日として合併し、甲は乙の権利義務の一切を承継して存続し、乙は解散することを決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

記

1. 会社法第 797 条の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間にその旨をお申し出下さい。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。
3. 甲及び乙は、証券取引法第 24 条第 1 項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しております。

以上